

令和 6 年

市議会 5 月臨時会議案

知 立 市

令和6年市議会5月臨時会議案

所 管	番 号	案 件
企 画	議案第38号	知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
教 席	議案第39号	工事請負契約の締結について（校舎長寿命化改良工事）
	議案第40号	令和6年度知立市一般会計補正予算（第2号）
国 保	議案第41号	令和6年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 38 号

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

知立市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年知立市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項」に、「をした」を「ができる」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第39号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年5月1日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- 1 工 事 名 校舎長寿命化改良工事
- 2 工 事 場 所 知立市 上重原町小針 地内
- 3 工事の概要 建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- 4 請負契約金額 金341,000,000円
- 5 請負契約者 安城市三河安城南町1丁目11-10
植村産業株式会社
代表取締役 植村 真一
- 6 契約の方法 一般競争入札

提案理由

この案を提出するのは、猿渡小学校北棟校舎の長寿命化改良工事のため必要があるからである。

